解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月六日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

北海道岩内郡共和町前田一一番地

医療法人社団前田診療所

清算人　北山　秀

解散公告（第一回）

当宗教法人は、平成二十四年八月十日責任役員会の決議により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

愛知県犬山市字向山八番地

真長寺

清算人　長谷川一三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

広島県庄原市本村町五七七番地の一

財団法人共栄会

代表清算人　小野寺信一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月二十日北九州市長の認可により平成二十四年八月二十二日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

北九州市小倉南区葛原東二丁目一〇番五号

社会福祉法人花友会

代表清算人　家永　武敏

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四百六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

沖縄県名護市港二丁目六番五号

株式会社沖縄情報技術開発

代表清算人　宮城　尚輝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月十九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

三重県亀山市両尾町一九二五ー一

清算法人平尾土地改良区

代表清算人　山崎　保和

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

京都市上京区小川通り寺の内上る本法寺前町六一七番地本法寺内

財団法人本法寺勧学会

代表清算人　藤村　恵容

解散公告（第三回）

当法人は平成二十四年六月二日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、平成二十四年八月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

茨城県水戸市東台一丁目五番三四号

医療法人社団土屋耳鼻咽喉科医院

清算人　土屋　紀一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

福井県福井市御幸四丁目一番一一号

財団法人福井県骨材工業振興基金協会

代表清算人　髙橋　英一

解散公告（第三回）

当労働組合は、平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月十四日

鳥取市立川町七丁目一〇一番地

鳥取三洋電機労働組合

清算人　竹内　克徳

配当公告

札幌市東区中沼町一八一番八号

破産者　新弘建設株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第一二二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三一七、三八五、九七〇円

一、配当をすることができる金額

金二八、九九四、六九六円

平成二十四年九月十四日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階

破産管財人　吉田　康紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市南大通三丁目三番地、最後の住所岩手県盛岡市飯岡新田七地割七〇番地

被相続人　亡　森　忠吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十四日

事務所　岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号ＣＦＣビル三階　熊谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊谷　隆司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字三野宮四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　清義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十四日

埼玉県越谷市東越谷九丁目三四番地三

相続財産管理人　原　直次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市宮本三丁目一五三番地、最後の住所千葉県船橋市飯山満町二丁目五三〇番地一七

被相続人　亡　坪井　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十四日

千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤美香保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市横山町九三番地、最後の住所東京都八王子市大和田町三丁目一五番一九号

被相続人　亡　加藤　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十四日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

第32期決算公告　平成24年6月20日

仙台市若林区卸町東1丁目1番3号

東北エア・ウォーター株式会社

代表取締役　山本　博昭

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,969,738
	固定資産	1,720,530
	合計	3,690,268
負債及び純資産の部	流動負債	1,852,673
	固定負債	188,596
	株主資本	1,680,184
	資本金	100,000
	資本剰余金	944,753
	利益剰余金	635,430
	利益準備金	23,369
	その他利益剰余金	612,061
	（うち当期純利益）	(289,439)
	評価・換算差額等	△31,184
	合計	3,690,268